

中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）について〔募集要項〕 （平成28年11月 広島校開催）

1. 研修のねらい

この研修は、中期経営改善計画を策定する中小企業者の支援にあたる税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を持つ者又はそれらが営む事務所の役職員、民間コンサルティング会社の役職員、金融機関の役職員、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の役職員等中小企業の経営支援を行おうとする者が、支援に必要となる税務、金融及び企業の財務等専門的な知識を、グループ演習を通じて実践的に学び、当該経営改善計画の策定、支援の経験値の向上に寄与することを目的としています。

2. 研修の特徴

- (1) 中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施します。
- (2) 研修はすべて演習形式により行います。演習は5～7名程度のグループで行います。
- (3) 中小企業経営力強化支援法に基づく実務経験の付与を目的とした認定研修です。
- (4) 日本税理士会研修関連規則、日本公認会計士協会研修関連規則で定める認定研修です。
- (5) 財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援（理論研修）との親和性を確保しています。

3. 研修の対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士、経営士等の士業の者、金融機関の役職員、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業経営力強化支援法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者、又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であってそのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者。

ただし、税理士、弁護士、公認会計士の者及び金融機関の役職員を除く者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

- (1) 経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者
- (2) 中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格した者

受講条件

※研修において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフトのエクセルを使用し、マクロ関数及びビジュアルベーシック（VBA）を用いるため、会計ソフト、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない者

あること。また、これらの操作を自主的に学習することができること。（環境設定等は事前にご自身で行っていただきます。）

※商業簿記3級以上又はそれと同等以上の知識を持つこと。

※パソコンを使用しますので、受講日には各自ご持参ください。

4. 研修の構成・期間

日程：平成28年11月24日（木）～ 11月25日（金）

<カリキュラム>

	時間	科目	内容
11/24 (木)	9:40-10:10	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・研修のねらい、学習目標等概要について説明します。 ・研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。
	10:10-10:40 [0.5時間]	演習の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題（設問）に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。
	10:40-17:10 [5.5時間]	机上総合演習 (グループ形式による 検討・作業)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の診断とその対処方法について、演習を通じて学ぶことができます。 ・中小企業者が金融機関からの借入の条件変更（リスクスケジュール）のための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。
11/25 (金)	9:40-15:10 [4.5時間]		
	15:10-16:40 [1.5時間]	グループ発表	<ul style="list-style-type: none"> ・主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、1班20分程度で発表していただきます。 ・グループ発表終了後、講師より講評を行います。
	16:40-16:50	終講式	<ul style="list-style-type: none"> ・修了証書の授与

※1 研修内容は変更になる場合があります。

※2 11月25日（金）の研修終了後、17：30から実践力判定試験を実施いたします。

5. 実践力判定試験の実施

本研修（実践研修）の修了者で、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けようとする者に対し試験を実施し、実践力に係る合否を判定します。

受験資格

中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）を修了した者が受験することができます。

※所定出席日数の90%以上出席できない場合は、本研修の修了要件を満たさないため研修修了とならず、認定申請に必要となる実践力判定試験は受験できませんので、ご注意ください。

試験概要

- (1) 中小企業が、中小企業管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と、経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充・計算問題）又は選択式の試験
- (2) 後日、合否の判定結果を郵送いたします。
- (3) 不合格の者は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（再度本研修を受講する必要はございません）

<実践力判定試験>

	時間	科目	内容
11/25 (金)	17:30-19:00 〔1.5時間〕	実践力判定試験	中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述(空欄補充・計算問題)又は選択式問題

6. 研修会場

中小企業大学校 広島校（広島県広島市西区草津新町1-21-5）

7. 募集定員

30名（定員になり次第締め切ります）

8. 受講料

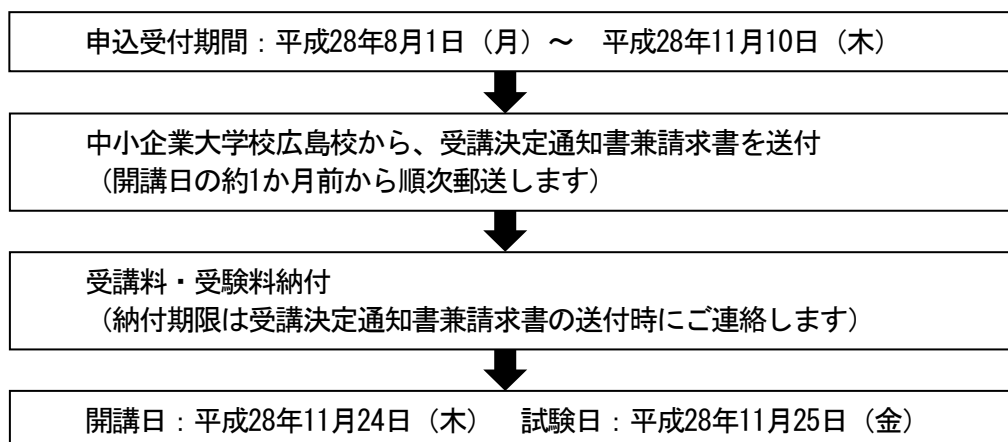
26,000円（税込）

9. 受験料

5,000円（税込）

※実践力判定試験を受験する方は、8. の受講料のほかに、受験料が必要です。

10. 受講申込みから開講までのスケジュール



11. 申込方法

(1) 申込書類の送付

中小企業大学校広島校のホームページから「受講申込書」（PDF形式、Word形式）をダウンロードし、必要事項をご記入の上、申込受付期間内に郵送してください。

申込受付期間

平成28年8月1日（月）～ 平成28年11月10日（木） 必着

申込書類の送付先

〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5
中小企業大学校広島校 研修課 あて

※封筒の表に「実践研修申込書在中」と赤字で記載してください。

※申込方法は郵送のみとさせていただきます。持参、FAX、Eメール等による申込は受け付けておりません。

※ご提出いただいた書類は返却致しませんので予めご了承ください。

(2) 受講料又は受験料のお振込み

受講決定通知書兼請求書を郵送いたしますので、指定の期日までにお振込みください。

振込の際の注意

- ・専用の振込用紙はありません。各金融機関に備付けの用紙又はATM等をご利用ください。
- ・振込名義は、経営革新等支援機関の認定を受ける機関名にしてください。個人受講の場合については本人名にしてください。
- ・振込用紙の控え又は利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは後日確認させていただく場合がございますので、大切に保管してください。
- ・振込票の控えを持って領収書に代えさせていただきます。
- ・指定の期日までお振込みいただけなかった場合、受講できない場合がございます。

1 2. 宿泊をご希望の方

中小企業大学校広島校内にある「拓心寮」に宿泊をご希望の方は、「受講申込書」下段の入寮申込書に必要事項をご記入の上、受講申込と同時に申し込みください。

※拓心寮については、広島校のホームページ（施設のご案内）を参照ください。

URL : <http://www.smrj.go.jp/inst/hiroshima/shisetsu/index.html>

1 3. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。また、実践力判定試験の応募のためにご提出をいただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに経営革新等支援機関の認定を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

<交通案内（中小企業大学校広島校へのアクセス）>



■お車でお越しの方：

広島高速3号線（広島南道路）商工センター出入口から約1分

山陽自動車道 五日市インターチェンジから商工センター方面 草津沼田道路経由約15分

※無料駐車場完備

■公共交通機関：

(1) 市内電車をご利用の方：広電宮島線「草津駅」下車、徒歩約12分

(2) JRをご利用の方：JR山陽本線「新井口（しんいのくち）駅」下車、徒歩約30分

(3) バスをご利用の方：広島バス 25番 50番 「草津町」下車、徒歩約10分

■タクシーをご利用の方：

「草津新町（くさつしんまち）の中小企業大学校まで」とご指示ください。

・広島駅から約40分 ・西広島駅から15分 ・広島港から約40分

中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ&A

<受講条件について>

Q1： 受講条件に挙げられている事項は必須ですか？

A1： 本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための実践能力を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画等）、策定するための必要最低限のパソコンスキルを持っていることが必要と考えられています。

Q2： 実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A2： 受講可能です。ただし、本研修は経営革新等支援機関の認定を受けようとする者を対象者としておりますので、応募者多数の場合、実践力判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q3： 受講資格について

A3： 受講対象者は、中小企業経営力強化支援法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受講者ごとの要件は、以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者	④中小企業経営改善計画策定支援研修(理論研修)の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士の資格をお持ちの方	受講可	受講可	—	—
中小企業診断士、社会保険労務士、司法書士等上記以外の士業法又は個別業法において税務、金融及び企業の財務に関する専門知識が持てる国家資格や業の免許、認可をお持ちの方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可
金融機関の役職員の方	受講可	受講可	—	—
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の役職員の方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可

※実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。受講資格の判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認ください。

＜申込書類について＞

Q 4 : 受講の申込者について

A 4 : 受講のお申込みは、経営革新等支援機関の認定を受けようとする機関名でお申込みください。また、お振込みも経営革新等支援機関の認定を受けようとする機関名でお振り込みください。

キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。法人でお振り込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称で手続きさせていただきます。

Q 5 : 受講申込書欄の「派遣機関長役職」と「派遣機関長名」は誰にしたらよいのですか？

A 5 : 当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。ただし、同一機関で複数名受験される場合は、派遣機関長は同一人にしてください。また、個人で申し込まれる場合は、記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

Q 6 : 申込書類が到着しているかどうかを確認したいのですが？

A 6 : 簡易書留や特定記録郵便をご利用されることをおすすめいたします。お問い合わせ番号を元に、配達状況を日本郵便株式会社のホームページで検索することが可能です。直接大学校に申込書類をお持ちいただきましても受け付けることができません。

＜研修中の遅刻・早退の取扱いについて＞

Q 7 : 研修中の遅刻・早退の取扱いについて

A 7 : 1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由の場合であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書を発行できなくなりますのでご注意ください。

＜実践力判定試験について＞

Q 8 : 本研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A 8 : 受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。修了した方だけが試験を受験することができます。

Q 9 : 試験の結果はどのようにお知らせいただけますか？

A 9 : 試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。なお、合格者にお送りする合格通知書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要となる書類ですので、大切に保管してください。

Q 10 : 不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A 10 : すでに本研修を修了され、実践力判定試験に不合格であった方は、研修終了後に実施する試験のみを受験することができます。ただし、受験料と修了証書の写しが必要となります。

なお、再度試験を受験される方も研修の受講は可能です。ただし、応募者多数の場合には、初めて受講される方を優先させていただきます。

<その他>

Q 1 1 : 他の地域で開催する予定はないのですか？

A 1 1 : 平成28年度は全国の中小企業大学校で複数回開催する予定です。

開催場所、時期等については、中小機構のホームページに掲載しております。

URL : <http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/074401.html>

お問い合わせ先

〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中国本部

中小企業大学校広島校 研修課

TEL : 082-278-5800 FAX : 082-278-4980